

時事新報

時事新報

第千二百四十四號
 明治十九年四月八日 木曜日
 舊丙戌三月五日 (戌戌)
 日出版五時三十分
 日出版六時三十分
 日出版七時三十分
 日出版八時三十分
 日出版九時三十分
 日出版十時三十分
 日出版十一時三十分
 日出版十二時三十分
 (西曆一千八百八十六年)

日本國の鉄道事業 十九
 日本鐵道の乘車賃は甚だ不廉なり
 鐵道は要り運輸交通の途を便して人間事物の繁盛を
 開通せしむるに在ると勿論かれども若しその運賃の非
 常に高きして人毛物もこれ交通に依賴する能はざる
 有様ならば鐵道ありと雖も鐵道は用い即ち無きも
 のと云ふて可からん今假に東京濱州間の鐵道を就て言
 はんならば兩所十八英里の鐵道旅客賃上等一圓、中
 等六十錢、下等三十錢、從て廉なりとは云ふ可らず又
 日本鐵道會社の總路、東京の上野と高崎との間六十三
 英里の運賃上等三圓五十錢、中等二圓十錢、下等一圓五
 錢にしてその他各停車場間の運賃の概ねこれと準する
 もれとて別に言はずこの外官設鐵道にて關西の鐵道
 は京濱間の鐵道と同一の種類と同様のものあれば別に
 取て論せずと雖も北海道の鐵道は是れと獨立に米
 國人の手になりたる工事ゆゑ其類の別なるを幸ひより
 尺運賃と掲げん即ち嶺内手宮五十六英里の間にて上等
 二圓二十錢、並等一圓六十錢にして別々下等の設けな
 し我輩は右の乘車運賃と英米の他諸邦の運賃に對比
 して今の乘車賃の甚だ不廉なる次第と訴へんと欲する
 なり

ての土耳格と除き日本を運賃の不廉なる國も他には
 これ無きと知るべし
 凡そ鐵道運賃の廉なるは建築費の廉なるが第一
 の原因にして次で又事務取扱の方法に煩簡迂便の差
 るより大にその割合と異するは自然の勢ひからん畢
 竟米國鐵道運賃の廉なるは前記を記せし如くその建築
 費營業費の廉なる外別に鐵道事務取扱人其熟練技術
 の巧みなるに由るは深くも説明し及ばぬ事なり又諸國
 邊の鐵道は重に狹軌道のものなるが故に建築費の割合
 も自然に少くして隨て運賃の安き其故なきあらずと
 雖ども事の大体に就て論すれば米國は既に鐵道線路の
 長く、また米國は既に鐵道に比較して人口の少き國な
 るに附かもその運賃の低廉なる殆んど世界第一ありと
 云ふ事實あるに至りては日本の鐵道も悉く之を米國風
 に則るに必要とす尤も彼此地と異し又事情と別なり
 るの故に之をば引去るとして米國は運賃の廉にして旅
 客一般の便益即ち人間事物の繁盛開通の端となると復
 た争ふ可ざるの事實を論者或は言はん鐵道運賃
 の不廉なる其建築費の善長若し果て其に運賃不廉
 さは非ざれば日本又は土耳格の如き米國の運賃斯く
 の原因からば日本又は土耳格の如き米國の運賃斯く
 も不廉なるの如何なる理由なるか我輩の敢て解釋に
 苦む所なれども本論の主意として日本鐵道の不廉なり
 と云ふことと世界中の運賃の最も廉價なるは米國なり
 と云ふ兩事實と掲げ日本にても大に運賃を廉くし以て
 乗客の數を増さんとせば須らく米國風の鐵道建築に
 則り又米國風の鐵道營業と學ぶべしと勸告するは止
 まり今の西洋諸國がそれ運賃の高低を定むる目標習慣
 等の事と就ての今暫らく之を説くのを辭せんとする
 あり (未完)

官報

上等旅客每一英里運賃比較表

土耳其	五、五六
日本京濱間官行鐵道	五、五五
同日本鐵道會社鐵道	五、五五
同北海道鐵道	三、九二
同北海道鐵道	四、〇八
同西海道鐵道	三、八八
同東海道鐵道	三、六九
同地利匈牙利	三、五〇
同伊太利	三、三〇
同荷蘭	三、三〇
同丁抹	三、〇四
同瑞典	三、〇四
同英國(上等中の最高運賃)	五、〇〇
同美國	三、一一
同日耳曼	同 上
同西亞(最高運賃)	同 上
同西亞(最低運賃)	三、一〇
同西亞(上下運賃)	二、四五
同西亞(上等及中等運賃)	二、八二
同西亞(下等運賃)	二、四五
同西亞(中等及中等運賃)	二、三四
同西亞(下等運賃)	同 上

○第一號告示
 露西亞國沿海州ノ海岸ニ於テ本年ヨリ來ル明治二十一
 年迄左ノ規則ニ依リ捕魚並ニ昆布採收ヲ許ス旨該州軍
 務縣令ヨリ本邦駐露國臨時代理公使スベイニル氏へ
 通報アリト起回氏ヨリ通知アリタリ

明治十九年四月七日 外務大臣 伯爵井上 馨
 露國沿海州ノ海岸ニ於テ捕魚並ニ昆布採收ノ爲
 メ千八百八十五年間施行規則
 第一條 露國人並ニ外國人等ハ地方官ノ許可ヲ得テ此
 ノ規則ニ基キ千八百八十五年中沿海州ノ禁制ナキ
 海ニ於テ捕魚並ニ昆布採收ヲ營ムヲ允ル
 第二條 魚ヲ捕ヘ或ハ昆布ヲ採リ或ハ又之ヲ買集スル
 コト營ムトシテ其營業所最近ノ港ニ在ル地方官
 ノ許可ヲ得テ之ヲ行フコトヲ要スル事
 (但河川中ニ捕魚スルハ別法ニ基キ河川捕魚ニ依
 リ河川捕魚ノ規則ニ依リ之ヲ行フコトヲ得ル)且
 河川捕魚ノ規則ニ基キ河川捕魚ノ通行ヲ妨ケザルコトヲ
 要スル事

第三條 漁獲及ビ買集メタル魚並ニ昆布ハ皆
 檢査ヲ受ケ且ツ捕魚港ニモコトヘウスケル府、ベトロバ
 ヲラウスケル、キヤウヤ、チカホウスケル、カストル港
 チリカ港、ボニエツト港ノ官倉庫ニ納稅スル各船
 ハ此諸港ノ内一港ニハ必ズ寄航シ調度物品ヲ地方官

察官或ハ其代官ニ出テ檢査ヲ受ケ魚一「アード」ニ付
 金貨五「コペーキ」並ニ昆布一「アード」ニ付紙幣五「コ
 ペーキ」宛テ稅ヲ外國人等ハ上納スルモノトス露國
 人等モ其調度品ヲ外國船ニ積ミ入レ外國ニ輸出スル節
 ハ右同課ノ稅ヲ納ムル事
 露國人ニシテ露國船ヲ以テ魚ヲ外國ニ輸出スルモノ
 ハ「アード」ニ付紙幣五「コペーキ」ヲ納稅スル事但
 シ外國船ニ輸出スルモノハ非ラズ露國船内需用ノ爲
 メ物品ヲ調度スル輩ハ全ク納稅ノ必要ナシ
 若シ納稅ノ爲メ金貨ナキ時ハ時相場ヲ以テ金貨ニ代
 ル丈クノ紙幣ヲ納ムル事

第四條 官倉庫、警察官及ヒ諸長官ヨリ納稅證ヲ發
 券面ニハ納稅主、魚或ハ昆布何「アード」何場所ニテ捕
 獲セハ採收、何船ニ此物品ヲ積入レ、何方ニ出帆ノコ
 ト細記スル事(官倉庫ニ直ニ納稅スル營業人等ハ
 調度品并ニ買集品ヲ檢査セザルモノヨリ受取リタル納
 金未納證ヲ差出スル事)

第五條 第三條ニ明示セザル諸港ノ一ニ納稅ヲ避ケン爲
 メ故意ニテ寄航セザル船ハ海上ニ勿論外國ノ諸港
 ニ在リテハ露國領事ヲ以テ之ヲ追搜シ其輸出品ニ二
 倍ノ稅ヲ追徵スル事且ツ此船ハ我諸港ニ貿易或ハ營
 業ノ目的ニテ寄航スルコト永ク嚴禁スル事

第六條 露國領内ノ海岸ニ於テ現ニ捕魚并ニ昆布採收
 ノ爲メニ調度スルモノ並ニ露國領内需用或ハ外國需用
 ノ爲メニ「コペーキ」昆布ハ紙幣五「コペーキ」宛テ地方官
 官或ハ軍務官ニ納稅スル事

第七條 捕魚港、チリカ港、ボニエツト港等ニ來ル近海
 運船ニシテ魚或ハ昆布ヲ積込ニシタルモノハ即日納
 稅證ヲ發券シ地方官ニ呈シ其檢印ヲ受クヘシ若シ納
 稅未済ノモノハ即時之ヲ納ム可キ事

第八條 魚或ハ昆布ノ稅ヲ納ムス或ハ積荷ヨリ少ナキ
 稅ヲ納ムル船主アルルハ其積荷ヲ沒收シ之ヲ賣買シ
 且ツ其賣得金官倉庫ニ入ル事

第九條 紙幣五「コペーキ」加入スル事
 第十條 紙幣五「コペーキ」加入スル事
 第十一條 沿海州ノ海岸ニテ獲タル魚或ハ昆布ヨリ收入
 セシ金ハ何所ノ論ナク皆コペーキニシテ府并ニ捕魚港
 ノ官倉庫ニ加入シ沿海州軍務縣令ノ准備金トナス事
 第十二條 魚或ハ昆布ヲ檢査シ其稅ヲ收ムルノ命ヲ受
 ケタル警察官及ヒ地方官等ハ毎月事務ノ現況ヲ外國
 輸出ノ魚並ニ昆布ノ數量ヲ軍務縣令ニ明細具狀シ且
 ツ收入セシ税金ヲ「ハ」府官倉庫ニ送り縣令
 ノ准備金中ニ加入ス可キ事

沿海州軍務縣令
 參事本部陸軍少將 マルシヤン手記
 部長 パウロウスケル手記

○總理大臣達 勅令第十號を以て實動局職員を定めら
 れたる處議定官の儀に従前の通りたるへ旨内閣總理大
 臣より實動局總裁へ達せらるるなり

○大學院學生等諸規程 帝國大學にては大學院規程大
 學院學生給費及補助規程分科大學特待學生規程、大學
 院及分科大學々々徒學術研究旅行規程と左の通定め
 たり(文部省報告)

大學院規程
 第一 大學院ニ入ル學生ハ其特ニ研究セント欲スル學
 科ヲ定メテ帝國大學總長ニ願出シ之ヲ學力優等品行端
 正ノ者ニ限リ之ヲ許可ス 分科大學卒業生ニ非サル者
 ハ特ニ設ケタル定期ノ試験ニ依リ其學力ヲ檢定ス○第
 二 帝國大學總長ハ大學院學生ノ研究セント欲スル學
 科ノ主管分科大學長ニ諮詢シ教授ノ中ヨリ其指導ヲ擔
 當スヘキ者ヲ指定シ學生ハ其指導ニ從ヒ研究ノ業ニ從
 事ス○第三 大學院學生ハ給費及自費トス○第四 大
 學院ノ給費學生ハ評議會ノ議ヲ經テ定員内ニテ總長
 特ニ之ヲ命シ定期ノ手當及學術若クハ技術研究ノ費用
 ヲ給ス○第五 大學院ノ自費學生ハ學術若クハ技術研
 究ノ費用ヲ給セシムル但シ其費用ヲ補助スルコトアルヘシ○
 第六 大學院學生ノ學術若クハ技術研究ノ期限ハ二年
 ヲ超ヘカラス其試驗ハ毎年十月ニ於テ之ヲ行フ○第
 七 大學院ニ於テ特ニ研究セント欲スル事項ハ評議會
 ノ議ヲ經テ之ヲ定メ總長其委員ヲ命ス
 大學院學生給費及補助規程
 第一 大學院ニ於テ給費學生ヲ命スルハ特別獎勵ヲ要
 スル學科ニ限ル者ト
 月金十五圓(一箇月
 ヲ給ス)ヲ受ケ研究
 ヲ受クルコトヲ得自費
 ノトス○第三 大學
 院學業懈怠若クハ疾
 病ニ罹リ學業停止
 者ハ除名ス
 分科大學特待
 第一 學術優等品行
 特待學生ト爲ス○
 年試驗ノ成績ニ依リ
 大學院ニ於テ一等
 當該學年内左ノ等級
 ヲアルヘシ 第一等
 等 月領五圓 年領
 四十八圓(一箇月未
 四 特待學生其學目
 疾病ニ罹リ成業ノ
 第一 大學院及分科
 其教導諸費教授ノ
 費及補助學生ニハ
 給ス○第二 分科大
 要スルモノハ分科大
 額内ニテ所定ノ額
 ○大學院學生 帝國
 大學院學生とあし
 山口縣士
 靜岡縣士
 新潟縣士
 高知縣士
 東京府士
 長野縣士
 岡山縣士

陸軍丁兵方面
 改正せしが今其
 其第一方面の本署
 包括し第二方面の
 包括せしむる要
 保存等と管ら
 少佐を副提理と
 三名工役副長に
 爲し其他諸官
 ○清國公使交際
 の報知に曰く當地
 るは當に各自一
 を勉むるに其
 大なる便利なる
 と招き又ハ當國
 招きに應じて實
 政治上に勢力を
 實際の有様と熱
 當地に在る外國
 最も盛大なる實
 のなし左れば同
 も常に最も歡迎
 ければ同公使の
 務則モ一際注意
 り其故は公使の
 を去りて己が役
 ずらりて一切
 質を以て之と